

明治初期皇室の贈答行為に関する一考察

—主に美術工芸品について宮内省記録から概観する—

長佐古美奈子

はじめに

日本において贈答行為は古来より行われてきた。中元・歳暮をはじめ年始・節供等毎年定期的に行われるもの、出産・結婚・葬式等の通過儀礼、病氣や新築等の際、さらにはその返礼等、その機会は現在に至るまできわめて多い。

皇室においても前近代より様々な贈答行為が行われてきたことは、あらゆる文献において見ることが出来る。贈答行為、すなわち「物」を媒介とした行為によって、皇室は皇族間、臣下への意思表示を行ってきたともいえる。逆に言えば「物」を贈る行為、もしくはその対象である「物」そのものを通じて、皇室の意思やその行動背景を可視化することが可能になるのである。

この稿では、近代に至り大きな変革を余儀なくされた皇室において、贈答行為の近世期と近代以降（明治期）の変化について、さらに明治期以降の「物」（主として美術工芸品）の選定や、その行為・理由から、天皇皇后の「お気持ち」、すなわち意思や政治的側面を可視化することを意図する。筆者は平成二十八年度（二〇一六）よりの科学研究費助成事業「近代皇室工芸作品フローステムの研究」^②による調査研究として、これまで「近代宮中における国産磁器洋食器の成立過程」^③「明治八年英国に発注された宮中正餐用洋食器について—近代宮中における国産洋食器の成立過程（2）」^④、「明宮嘉仁親王（大正天皇）所用学習院制服を巡る一考察」^⑤「史料より読み解く近代皇室使用の国産洋食器成立過程」^⑥「明治皇室の贈答行

為に関する一考察—宮内省記録を中心に」^⑦「宮中晩餐会とボンボニエール」^⑧等を公表してきた。さらに研究分担者・研究協力者と共に『華ひらく皇室文化—明治宮廷を彩る技と美—展を平成三十年（二〇一八）四月より全国で巡回開催している。この展覧会は明治皇室の調度品や下賜品といった美術工芸品を一堂に会し、ここから明治皇室の果たした役割を再考しようという試みである。

これらの各種論考や展覧会の研究の基礎となったのは、宮内庁宮内公文書館所蔵の『恩賜録』、『贈賜録』、『贈賜品録』、『御用度録』、『用度録』、『予備品録』等の史料分析である。同史料群は、明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成又は取得し、宮内公文書館に移管された特定歴史公文書である。宮内公文書館についての詳しい説明は、各所で報告されており、外部者である筆者が紹介するまでもないが、同館所蔵の数万点に及ぶ特定歴史公文書は言うまでもなく一級史料の宝庫であり、宮内公文書館の史料を見ずに近代皇室を語ることは出来ない。一利用者の立場から、宮内公文書館所蔵史料の紹介も兼ねて内容を報告したい。なお、本論考は平成二十九年（二〇一七）五月二〇日の東アジア近代史学会第一七二回研究例会における口頭発表「明治皇室の贈答行為に関する一考察—宮内省記録を中心に」を基に加筆修正したものである。また、史料の引用に際しては、旧字を新字に改め、適宜句読点区切りを挿入した。

第一章 明治以前と明治以降の皇室の贈答行為

第一節 明治以前の皇室の贈答行為

明治以前の贈答行為については、例えば『古事類苑』⁽¹⁾で概観出来る。そこに表れる贈答行為は（皇室だけが行為者とは限らないが）、多種多様である。以下、一例を書き上げる。

賜姓、賜位、賜位禄、賜冠位、賜職、賜調、賜号、賜神号、賜宴、賜饗、賜下文、賜文、賜宣旨、賜詔、御諭旨、賜勅符、賜之証文、賜御判、賜爵、賜宣命、賜禄、賜饗禄、賜禄物、賜封禄、賜暇、賜楽、賜野、賜山、賜牧、賜林、賜池、賜島、賜地、賜御教書、賜判物、賜朱印、賜御手当、賜田、賜年給、賜諱、賜諡、賜国造、賜印、賜筥、賜座席、賜名、賜幣、賜御書、賜告文、賜封戸、賜食封、賜位封、賜功封、賜封…

ここに見られるように贈答行為には、有形無形のものがある。その中で有形「物」に限って賜の対象を見ても

粃、酒、酒肴、綿、穀、笏、劍、節刀、鏡、采幣、盃、牛酪、装束、肴、太刀、馬、書画、引出物、金、白銀、土器、杉原（紙）、菓、餅、薪、机、薬玉、扇子、筆硯、布、菊酒、粥、絹、絲、綿布、鉄、稻、水田、書、荒木弓、帖、時服、衾、白真珠、鍍金の銀印、天沼矛、石、熱海ノ温泉、五桶、駄鈴、饌、酒饌、鬘木綿、金香鑪、賻物、米、菓餌…

と、各種多様な物が贈答行為に用いられてきたことが確認出来る。これらの行為には「賜物有差」⁽²⁾と、贈与の対象者により贈与物に差をつけていたことを示す事例もあり、贈る側の意思がその贈与物に表意していたことも担保される。こういった例からも明らかのように日本の皇室は「物」を媒介として皇族間、臣下への意思表示を行ってきたのである。

そのような慣例の中、後の明治天皇となる祐宮は嘉永五年（一八五二）九月二十二日に誕生した。誕生以前より様々な贈与物を父である孝明天皇より贈られていることが、『明治天皇紀』⁽³⁾より確認できる。例えば

太刀、馬代丁銀十枚、産着三襲、鮮鯛一折、犬張子、人形、大福茶、濃茶各々一棗、御饌、天岩戸人形、掛鯛、三つ御紋付幟三本（萌黄一紅二）、幟台、出三本（花籠、宝船、松鶴）、祝饌、薬玉、絹一匹、交肴、菊車引人形、赤餅、帷子（白地振袖）、生絹の屏風、金銀紅の茅の輪、晒布一匹、御服料白銀十枚、向付、小戴、清酒および鮮鯛一掛、人形一箱、玩具三個、菓子、索麵、玄猪餅（白、黒、赤三色の餅）、青塗御紋付文庫、黒漆松鶴螺鈿画の硯蓋、白練絹の服一襲、白髮綿、鮮魚、三種交肴、紅木綿、…

等である。また、祐宮側からも

錦袋及び紐、餅、祝饌、祝い酒、小戴、憲法染振袖、人形、盃、錫製花瓶及び交肴、紙入れ・煙草入れ・銀煙管、台肴、鯛、蝦、干鯛、鮮魚、出、檜兜、長刀等、玩具、銀地紙入れ、煙草具、法螺貝餅、地紙形薄板・稚児人形、袖入、花瓶及び花台、御書、真綿、はひはひ人形…

等が臣下に対して下賜されている。ここからは皇室の賜「物」の多様性を見ることが出来る。しかし、一方で気になることもある。明治以前の皇室、祐宮の生活経費については、『明治天皇紀』嘉永五年（一八五二）十一月十七日条に

宮廷より賜米二十五石の俸券を賜はる、当時宮廷の経費は、一切幕府の貢納に係り、宝永以後禁裏御料なるものは、年三万二百六十石余を以て定額と為し、内一万八千六百七十八石余を米納とし、一万一千五百八十一石余を銀納とす（中略）凡そ幼稚なる皇子女おはし

ますときは 傅御侍人の飯食、悉く之れを宮廷より給すと雖も、是れ等の俸銭及び時々賜遺にして宮廷の計理に繋げ難き支出を弁せんため、禁裏御料中より毎歳現米五十石を賜ふ、名づけて御合力米と曰ふ、今賜はる所の二十五石は、即ち本年半年の料なり、別に衣料年額銀二十枚・米五十石の賜あり、当時京都に茶染屋五兵衛なる者あり、人呼びて茶五と曰ふ、俸禄に衣食する者の委託を受け、手数料を得て俸券を売却し、又は之れを抵当として金銭を融通するを業とす、恰も江戸に於ける札差の如く、凡そ廷臣の廩米を受くる者にして之に頼らざるもの殆ど之なきなり、是に於てか皇子が受くる所の俸券も亦之れを五兵衛に付して銀に替へ、以て之れを貸与し、時々必要に応じて回収するの法を取る⁽¹⁴⁾

とあるように決して潤沢とは言えない。そのような状況下、前掲した賜物はどこから調達していたのであろうか。当時の宮廷内・皇族間においては、贈答行為は日常のかつ形式的なものであったと思われ、また経済状況を考慮しても、献上された物品を下賜品として利用しているのではないかと推測される。安政六年（一八五九）一月一日には御世話卿裏松恭光より塩鯛一折が献上されているが、その際に「即ち返賜すること例の如し⁽¹⁵⁾」とあり、返賜する行為は通例であったことがわかる。さらに万延元年（一八六〇）十月二十七日の例では

若宮御殿御茶口切の儀あり、仍りて天皇に茶一匣・鮮魚一折を献ぜらる、天皇乃ち鮮魚一折を賜ふ、又二十九日、准后に茶一匣・鮮魚一折を進ぜらる、准后仍りて鮮魚一折を贈進したまふ⁽¹⁶⁾

とあり、献上した物をそのまま下賜しているとも読み取れる。万延元年（一八六〇）十二月二十五日の和宮の降嫁決定の際には「和宮降嫁の事決したるを賀し、天皇に鮮魚一折を献じたまふ、乃ち天皇、鮮魚一折を親王に賜ふ⁽¹⁷⁾」と、全く同じ物がやり取りされているように読み取れる例も出現する。この場合には折紙目録のみの移動で、実際の品は存在しなかった可

能性も考えられる。嘉永五年（一八五二）十二月二十七日の条では

天皇に干鯛一箱を献り、又新待賢門院及び女御にも干鯛各一箱を贈りて歳末を賀したまふ、是の日、門院亦干鯛一箱を皇子に贈る、皆後宮の処弁に係り、中山氏は預かり知らず、其の門院より贈らる、所のもの亦宮中に留まりて皇子の許に至らず、蓋し歳末に於ける贈遺の形式を行ふものにして、当時の風なり⁽¹⁸⁾

とあり、歳暮贈答に関しては後宮内で分配が行われ、上部階層まで物自体は上がらず、形式的に行われる、それが当時の風習であったという。このように物を分配したり、形式のみであったりと逼迫していた宮廷財政にとって、幕府よりの献上品、金銭は大きな臨時収入をもたらした。

安政元年（一八五四）四月一日 曩に將軍徳川家定、高松藩主讃岐守松平頼胤等を遣はして入朝せしめ、襲職任官の恩を謝し、又進献する所あり、是の日、献品を頒ち、真綿五結・白銀二枚を皇子に賜ふ、真綿は將軍宣下を謝し、白銀は本丸移徒を祝して献ずる所なり、三日、准后、同じく頒賜の内白縮緬一卷・白銀一枚を皇子に贈進す⁽¹⁹⁾

安政六年（一八五九）八月十二日 將軍徳川家茂、金五千両を献じ、撰家以下堂上等に金二万両を贈る（中略）未だ曾て有らざる所なり、十月、親王・撰家以下仕丁に至るまで、頒賜各々差あり、皇子の侍臣亦賜与を受く⁽²⁰⁾

安政五年（一八五八）の家茂將軍就任、万延元年（一八六〇）の和宮の降嫁決定以降は、このような献上が度々行われ、その都度宮廷内で献上物の分配がなされている。いわば「和宮景氣」とも名付けられそうな好況が幕府より宮廷にもたらされていた。しかし、いずれにしても宮廷財政は潤沢ではなく、前例儀礼を重んじる宮廷内では、物のやりとりにおいても形式

を維持するための工夫がなされていたことが読み取れる。

第二節 明治初期皇室の贈答行為の変化

明治を迎えると、皇室を取りまく大きな変革の中、贈答行為にも変化が見られるようになる。

まず明治二年（一八六九）一月一日の新年拝賀に際して、英国公使パークス及び米国弁理公使ファルケンブルグよりの祝賀の書を受け取っていることが記される。皇室の贈答行為対象に外国人も登場してくるのである。さらに翌日は

御学問所に於いて輔相・議定・五官知事・参与第一・弁事第一・京都府知事等に天盃を賜ふ、未の半刻、小御所に於て勤番の公卿・藩主、小番御免・未勤及び在京諸藩主に謁を賜ふ、四等官以下の諸臣亦参賀す、乃ち酒饌を賜ふ、従来下賜の雉子酒、別品を以て雉子に代へしが、今年特に雉子を用ゐらる（維新以前、朝廷に於いては、毎年正月御雉子とて茶碗の中に焼豆腐二切を入れ、温酒を差して臣下に賜ひしものなり、これは本来雉子肉の焼たるを用ゐらるべくも、当時朝廷の御賄御不自由なるより、焼豆腐を以て雉子に代へられたるなり⁽²¹⁾）

と、明治以前では雉子の代わりに「焼豆腐二切を入れ、温酒を差して臣下に賜」っていた雉子酒に、文字通り雉子が入るようになったことが記され、経済的な余裕が出来たことを印象付ける。また、四日には「曩に女御入内立后の儀を行はせられたるを以て、諸臣の奉賀献物の品目及び其の期を定む」として

即ち今月十六日より十八日までの間に在京並びに在国の諸藩主及び一等官より四等官までは、各々禁中に太刀一口、大宮御所・中宮御所に干鯛一箱宛を献じ、在国藩主は特に重臣を以て仮建所に参賀せしむ、又五等

官以下九等官までは各等毎に共同にて禁中・大宮御所・中宮御所に干鯛一箱宛を奉献すべく、藩主の嫡子・嫡孫・隠居は禁中に各々太刀一口を献ずることと為す⁽²²⁾

さらに明治二年一月十三日には

自今拝賀の献物を定め、宮中には太刀一口、大宮御所並びに中宮御所には各々干鯛一箱とし、両局以下には総て献品に及ばざることとし、是の日、之れを布告す⁽²³⁾

と、献上行為に関する様式規則も整えられていった。

明治二年（一八六九）七月二十八日には来日した英国王子アルフレッドが参内し、明治天皇に対面し、滝見茶屋で茶菓饗応が行われた⁽²⁴⁾。その際に受けた「王子の献品」への答礼として、英国女王に献上するための宸筆の御製「世を治め人をめくまは天地のとも久しくあるへかりけり」、他に蒔絵見台・同十種香箱・同手箒筒・古銅置物各々一個、金魚鉢二個・盆栽二十七鉢・金装短刀一口及び画帖を贈り、水師提督以下随員に太刀各々一口を贈ったことが記載され、外賓への贈答行為が恙なく行われたこと、さらに具体的な贈答「物」も確認することも出来る。

これらの記述はいずれも『明治天皇紀』より抽出したものである。『明治天皇紀』は周知の通り編纂物であり、その根拠となる史料が当然存在する。そのいくつかは現在宮内公文書館に所蔵され、公開されている。その他、今まで未公開であったものも含め数多くの史料も所蔵されている。

次章では宮内公文書館所蔵史料より近代皇室における贈答行為のパターンや、その際の賜物、その調達源等をさらに具体的に確認していく。

第二章 宮内省記録から見る贈答行為

第一節 贈答行為に関する宮内省記録

宮内公文書館に所蔵され、現在（二〇一九年一月）閲覧公開対象となっている贈答に関する記録としては、『恩賜録』『贈賜品録』『御用度録』『用度録』『予備品録』等が挙げられる。これらは皇室の公的行為としての贈答に関する記録であり、宮廷費と内廷費（御内帑金、御手許金）のうちの宮廷費扱いのものとなる。以下、主な簿冊史料の内容を概観しておく。⁽²⁶⁾

- ① 『恩賜録』 五八九件 分類…大臣官房総務課 簿冊情報…なし⁽²⁷⁾
- ② 『贈賜録』 二〇四件 分類…侍従職・皇后宮職・皇太后宮職・東宮職 簿冊情報…「皇族への贈進と側近等への賜与からなる」⁽²⁸⁾
- ③ 『贈賜品録』 七四件 分類…主殿寮・調度寮 簿冊情報…「明治五年から昭和二年（六九冊）宮廷費御費（東宮費）贈賜物品費による贈進品の購入書類と恩賜物品費による賜品の購入書類の簿冊からなる」⁽²⁹⁾
- ④ 『御用度録』 七四六件 分類…調度寮 簿冊情報…「宮殿費（宮殿装設費（什器費）・宮廷内費（御用度費（什具費・文房費・書籍費・御服費）・宮廷外費（宝器図書費（図書費））で購入した物品の会計書類」⁽³⁰⁾
- ⑤ 『用度録』 五〇二件 分類…調度寮・主殿寮出張所 簿冊情報…なし⁽³¹⁾
- ⑥ 『予備品録』 六三件 分類…調度寮・大膳寮・内蔵寮 簿冊情報…なし⁽³²⁾

これらの簿冊史料について比較検討し、読み解くことにより、皇室贈答行為に用いられた物品の調達源から、下賜に至るまでの関連性を明らかにすることが出来るのである。具体的には例えば、以下のような事例を挙げることが出来る。

明治六年（一八七三）九月十八日明治天皇側室である葉室光子は第一皇子稚瑞照彦尊を出産した。その際に立ち会った文部省雇教師ミルレル及ホ

フマン⁽³³⁾外三名（馬場、楠本いね、今泉とう）へ「皇子御降誕ノ節格別骨折ニ付金品下賜」したことが、『明治三年～六年 恩賜録』の記載より判明する。それによれば、ミルレル及ホフマンには錦二巻、馬場には五千円、楠本いねには百円、今泉とうには五十円が下賜された。一方『明治五年～十年 贈賜品録』⁽³⁴⁾では、明治六年九月二十八日に「ホフマル」へ「本金地錦一卷 百二十一円六十六銭七厘」が下賜され、その「本金地錦一卷」は、宮内省八等出仕谷村一正により、越後屋則兵衛に発注されたことが記載されている。この二種の簿冊の検討により、ホフマンに下賜された錦は本金地錦であり、越後屋に百二十一円六十六銭七厘で発注されたものであった、という流れが明らかになるのである。

同様の例はその他、数多く確認することが出来る。もう一例を挙げれば、『明治二十三年 恩賜録三』⁽³⁵⁾には、明治二十三年十二月二十六日に神奈川県平民松岡トミが、箱根仙石原の土地家屋温泉敷地を献納したことに對し、銅花瓶一对と金四千元が下賜されている。この時に下賜品に使用された銅花瓶一对は、『明治二十三年 予備品録』⁽³⁶⁾中の「明治二十三年二月 褐色銅花瓶一对 五百円」で、金沢銅器会社に発注が出たものと比定される。

この事例のように宮内公文書館には各年代、各発生部局の史料が大変よく残っており、各史料より、皇室賜物の調達から下賜に至るまでの関連性が明らかに出来ることは、これまでも拙論において述べてきている。⁽³⁷⁾これが宮内省史料の特徴であり、有用性、重要性である。

第二節 明治初期皇室における贈答行為の実例

第一章において、『明治天皇紀』より明治初期の皇室の贈答行為の変化を概観したが、さらに宮内公文書館所蔵の、主に明治十年代までの『恩賜録』及び『恩賜録』（目録⁽³⁸⁾）から贈答行為の実例を確認する作業を行った。その結果、明治皇室特有とも言える贈答行為が明らかになり、それはいくつかに類別することが可能となったのである。以下、その贈答行為パターンを例示していく。

(一) 「思召」としての下賜

『恩賜録』中、最も多い下賜の理由は「思召(思食)」である。「特旨」と記されることもあるこの行為は、天皇皇后の思召し、すなわち「お気持ち」の表明である。この下賜行為には、臣下の功労、永年勤続、学資、病氣見舞い、死去、年忌等に対する賜金を始めとし、学習院や博愛社、斯文学会、大日本山林会や大日本水産会、日本美術協会等設立・維持資金や神社仏閣への保持資金等が挙げられる。「思召」との表記がなくとも、後述するような、献上に対する「対価」としての下賜行為とは明らかに理由を異にすることから、この分類に含めるべき事例と判断したものも多い。以下いくつかの事例をみていく。

大きな賜金の例として、明治六年十二月二十二日には三条太政大臣に「思召を以て」金千円が、同二十四日には岩倉右大臣へ「思召を以て」やはり金千円が下賜された。四日後の十二月二十八日には大久保参議・木戸参議兩人へ金七百円宛が「思召を以て」下賜されている⁽⁴⁾。同様に明治七年十二月八日には中山忠能へも千円が下賜された。いずれも維新以来の労苦に対するものと思われる。その四日後には大久保に一万円が下賜されているが、これは、利通の清国派遣帰国に際しての特旨であろう⁽⁵⁾。木戸と大久保は明治十年十一月に相次いで死去した。そのため、明治十一年は、大久保には二百円の祭祀料が下賜され、木戸の一年祭に際して二十円の祭祀料が下賜されている⁽⁶⁾。

学資下賜の例もいくつみられる。明治十一年(一八七八)には仏国留学中の西園寺公望に対して「学資トシテ壹ケ年英貨三百磅ツツ 向武ケ年思召ヲ以テ御手元より下賜候事⁽⁷⁾」と学資賜与がなされた。西園寺公望は明治三年(一八七二)十二月より仏国へ留学をした。これは当初官費による留学であったが、明治六年以降公望は官費を辞したため、明治十一年に至り、この下賜となった。公望は祐宮時代の近習で、後に侍従長となった徳大寺実則の実弟であり、天皇にかなり近い臣下であった。

明治十八年(一八八五)の近衛篤磨留学に対しては「是迄学校資トシテ

一ヶ月金参拾円下賜候処今般澳国へ留学候二付」今後は下賜をしない旨が通知されていることから、それ以前は学資が下賜されていたと読み取れる⁽⁸⁾。同様の学資下賜は皇族に対しては散見できるが、臣下に対しては西園寺、近衛のような特別な者にしか下賜されていない。

賜金以外では、明治六年十二月二十五日に三条太政大臣及島津従二位へ思召を以て御召古馬車一両宛が下賜され、翌年三条には馬車馬(朝霧・稲妻)二匹も追加で下賜された。馬車は金額の明記はないが、かなり大きな「思召」下賜品と言えるだろう。

高齢者へ対する「思召」事項も数多い。これは以下の例に代表されるように、対象高齢者は長年内廷に奉仕してきた者や、維新以来の功労者が対象と推察される。この賜金は一時的なものと毎年二回定期的に下賜されるパターンが認められる。

明治七年八月十五日 金二百円宛晒布一疋宛

孝明天皇元典侍当御代元典侍八十歳中山續子

光格天皇元上臈八十六歳勸修寺徳子京極院

孝明天皇元女儒八十歳姉小路聡子観遠寺

右女官隠居八十歳以上之者老年二付

皇太后宮皇后宮より格別ノ思召シ以御下賜之事

金七十円宛

八十六歳光格天皇元女儒田村健子大瀧

八十一歳瑞放光院元若衆頭岩崎照子常照

右同断御下賜之事

金三十円

八十歳丹下延子慈眼院

右同断⁽⁹⁾

労いや病氣見舞い、臣下及びその親族死去に対する祭祀料等もここに分類される。前述の大久保、木戸への祭祀料で見た通り、賜金のみ(もしくは

は布類が少々追加される)の下賜である場合が多い。また学校や博愛社等の病院開校、競馬開催等、天皇皇后が直接その設立に関わった事案についての下賜も、「思召」として、この分類に含められるであろう。⁽⁴⁶⁾ 華族学校「学習院」の開業・開校に際しては天皇皇后および皇太后よりの賜金があった。

華族学校開業ニ付三陛下ヨリ同校へ賜金 竝校長立花種恭へ両御所ヨリ金品下賜ノ件⁽⁴⁷⁾

明治十年十月九日

一 金千円 華族学校

右 聖上ヨリ被下

一 金五百円 同校

右 皇后宮ヨリ被下

一 金三百円

右 皇太后宮ヨリ被下

一 金百円

一 絹一匹 華族学校長 従五位立花種恭

その他、青山御所での養蚕作業にあたった群馬県出身者へ、金銭の他に菓子・餅・切餅・肴物・博多帯地等と共に生繭一箱が思召として下賜されている例もあり、皇室主導の事業へは「思召」が深いことが明らかに⁽⁴⁸⁾なる。

海外へ赴任する者や、陸軍士官にも「思召」下賜が行われた。この場合には賜金ではなく、物品が下賜されている。物品は海外赴任者へは錦、紅白の縮緬、羽二重等の布類が多用されており、陸軍士官には軍服用服地が多く下賜されている。またこの下賜は「前例之通」「依例」と記されるように慣例であったことがわかる。

・明治六年十二月

伊東海軍少将羅紗二着外一品、本谷海軍中佐外羅紗一着御着代千疋、築海軍大佐外羅紗一着、仕官百五十人一人に千疋、下士官三十四人一人に

五百疋、海兵水夫一人二百疋⁽⁴⁹⁾

・明治七年四月五日

特命全権公使榎本武揚二等書記官市川文吉、露国出帆ニ付

錦二巻紅白縮緬二疋・純子一巻白羽二重一疋 前例之通下賜⁽⁵⁰⁾

・明治七年四月十九日

柳原全権公使 鄭永寧、清国北京へ出発ニ付

錦二巻紅白縮緬二疋・純子一巻白羽二重二疋依例下賜⁽⁵¹⁾

一方、賜金のみの下賜で「思召」との記載はあるが、実際には被下賜者側からの願の結果、下賜金が出されたと思われる例もある。これは神社仏閣からの願に対するものが多い。

・明治十年九月六日

堺県下談山神社へ、皇太后宮皇后宮御手許ヨリ思召ヲ以テ御備金ノ件

皇后宮皇太后宮御手許ヨリ百円⁽⁵²⁾

・明治十一年三月十八日

群馬県下高山神社建設ニ付御寄附金ノ件

金八百円 但群馬県令楫取素彦へ相渡候事⁽⁵³⁾

・明治十二年四月二日

談山神社へ両皇后宮ヨリ思召ヲ以テ御寄付金ノ件

金五百円⁽⁵⁴⁾

ここに挙げた神社はいずれも縁起が比較的若く、また皇后皇太后からの恩賜となっていることが注目される。さらに、縁起の古い官国幣社でも、明治十三年六月には滋賀県下日吉神社、山口県下住吉神社、京都府下稻荷神社及び広島県下櫻山神社へ祭式永統等ノ為賜金として、日吉神社に二百円、住吉神社に百円、櫻山神社に百円が下賜された例も見られるが、いずれの例も、各社よりのかなり長い嘆願文が添えられており、それに応えるための賜金であったことがわかる。⁽⁵⁵⁾

その他災害見舞金や衛生基金等高額となるものも「思召」として下賜されている。川田敬一氏は「皇室には、政治と直接関係のない役割を担うことにより、政府にはできない国民に対する処遇や政府と国民との争いを緩和させる働きが期待される。その具体的な方法の一つが「恩賜」である」と、恩賜の役割を規定している。「思召」による賜金は、まさにその役割を担ったものと言える。

皇后が「思召」により賜金した博愛社はその後明治二十年（一八八七）に日本赤十字社となった。明治四十五年（一九一三）、第九回赤十字国際会議がワシントンで開催された際に、皇后は国際赤十字に対して「赤十字の平時事業を奨励する」「思召」として十万円を寄付した。この寄付金は現在も「昭憲皇太后基金〔The Empress Shoken Fund〕」として各国へ配分され続けている。⁽³⁵⁾

(二)「献上」に対する下賜

臣下よりの献上は近世期同様に頻繁に行われている。「献上」行為には必ず対価として「下賜」が伴っていることが史料より判明するが、近世期と相違し、献上された品をそのままでそのままの献上者に対して下賜していると思われる例は見受けられない。下賜された品は御物から晒まで様々なバリエーションがあり、事例により下賜品に差があったことが明白である。またこの「献上」行為には、さらにいくつかの近代皇室特有の特殊な方法があったことが確認出来る。以下分類を試みた。

(二)―(一) (通常) 献上に対する下賜

いわゆる「献上」は枚挙に暇がないが、特に古美術品の献上が明治初期より数多く見られる。現在京都御所の中にある東山御文庫は明治十五年（一八八二）に近衛忠熙が近衛家の東山文庫を献上したことから、その名称になったと言われる。⁽³⁶⁾ この例を始めとし、古美術品献上例は数多い。そ

れに伴い下賜も行われている。

- ・明治七年五月三十一日
従四位藤堂高潔ヨリ 高虎ヨリ伝来ノ古銅大水盤 延遠館へ据付ノ為献上二付 格別ノ思召ヲ以テ賜物ノ件
御桜町院天皇御物御書棚一個⁽³⁷⁾
- ・明治十年十二月二十一日
正三位前田斎泰ヨリ 金銀象眼鏡献上二付 賜物ノ件
錦一卷、銀コップ一個⁽³⁸⁾
- ・明治十二年十二月二十六日
陸軍中将谷干城ヨリ 西洋画古屏風献上二付 賜物ノ件
紅白縮緬二疋⁽³⁹⁾

古美術品献上例の大規模かつ特殊な事例としては、明治十一年二月十八日に献上が決定した「法隆寺宝物献納願出」一件を挙げることが出来る。この献上に対しては「特旨を以て金一万円」が下賜された。⁽⁴⁰⁾ この献上の詳細については後述する。その他、明治天皇が愛好した馬や科学機器等の献上も多くみられる。

- ・明治七年十月四日
池田輝知所持ノ馬 父池田慶徳ヨリ献上イタシ候ニ付 思召ヲ以テ下賜候事
金時計一個⁽⁴¹⁾
- ・明治十二年七月九日
従五位秋元興朝ヨリ 奥州産馬一頭献上二付 思召ヲ以テ賜物ノ件
七宝焼花瓶一對、白羽二重二疋⁽⁴²⁾
- ・明治七年十一月十八日
造幣寮七等出仕大野規周ヨリ 自作ノ天体儀渾天儀二器献上二付 其賞トシテ賜物ノ件

赤地錦一卷、蒔絵箱一つ⁽⁶⁵⁾

「思召」の際の下賜は賜金が主であったが、通常的な献上に対しての下賜品は「思召」との記載があっても縮緬や錦等の布地をはじめ、ほぼ工芸品であったことがわかる。

(二) 二「伝献」献上に対する下賜

「伝献」とは、皇室と直接接する機会や立場にない人が宮中に近い人物を通じて、物を献上する方法を指す。この伝献品も通常的な献上と同じく古美術品・古典籍が多い。さらにそれに加えて明治天皇が愛好した品や巡幸先の産物（特に高齢者が制作したもの）が加わることが特徴である。

- ・明治十年九月十一日
山口県平民石郵貞一編輯ノ 明治新刻国史略三部 少輔ヲ以テ伝献ニ付賜物ノ件 晒一疋⁽⁶⁶⁾

- ・明治十一年五月
熊本県士族木曾源太郎ヨリ 廣名将譜八冊 元田二等侍講ヲ以テ伝献ニ付賜物ノ件

- ・明治十一年一月二十二日
八丈縞 一反⁽⁶⁷⁾
勝安芳ヨリ御歴代天皇御画像帖外二点 山岡大書記ヲ以テ伝献ニ付金品下賜ノ件

- ・明治十二年四月十五日
白縮緬一匹 二十五円⁽⁶⁸⁾
茨城県士族神永信之助發明小蒲団二枚 土方少輔ヲ以テ伝献ニ付賜物ノ件

八丈縞 一反⁽⁶⁹⁾

・明治十二年四月二十六日

怜人四辻公賀ヨリ 先年下賜候孝明天皇鳳笙を 橋本式部より伝献（返納）ニ付賜金ノ件 五十円⁽⁷⁰⁾

- ・明治十五年六月十六日
元老院等外二等出仕時頼近ヨリ 伝来ノ獅子王剣一振 同院幹事東久世通禧ヲ以テ伝献ニ付賜金ノ件 報酬トシテ三百円⁽⁷¹⁾

伝献に対する賜物は賜金、賜物の双方の例があるようであるが、通例としては銀盃や布地の下賜が多いようである。しかし刀剣「獅子王」の伝献については、「報酬トシテ」である旨が明記されている。前述のように明治天皇は刀を愛好しており、「獅子王」の伝献は、伝献分類よりは次項「御留置」に入る贈答行為であったと考えられる。

(二) 三「御留置」後の献上に対する下賜

御留置とは、恵美千鶴子氏によれば「行幸や臨幸した際に観覧した品をそのまま御手元に留め置くという意味と推測する」⁽⁷²⁾とあり、天皇が気に入った品を手元に置いておき、その品がその後、そのまま献上されることとなったものを指すと解釈される。

恵美氏によれば、明治九年（一八七六）の奥羽巡幸の際に「物産並びに古器物・書画其の他珍奇の品あらば、集輯して天覧に供すべし」とされたが、一方で「聖駕ノ至ル所一切品物ノ進献ヲ容サズ」と条例を定めたため、とりあえずは献上ではなく、御留置とされた場合もあるという。⁽⁷³⁾

- ・明治十年十二月
東京府士族浅井実ヨリ、楠公佩帯ノ短刀一振献上ニ付、賜金ノ件 山岡鉄太郎ヲ以供天覧 御留置ニ付

書棚一 金五百円^㉔

・明治二十年十二月

長野県人矢島吉太郎儀、高山彦九郎自筆書類、土方大臣ヲ以テ供御覽候
処 御留置相成候ニ付被下候事

紅白縮緬 二匹^㉕

・明治二十一年三月二十七日

共立女子職業学校生徒手製ノ物品、文部大臣ヨリ皇后宮へ入御覽 御留
置相成候ニ付下賜候事
金二百円^㉖

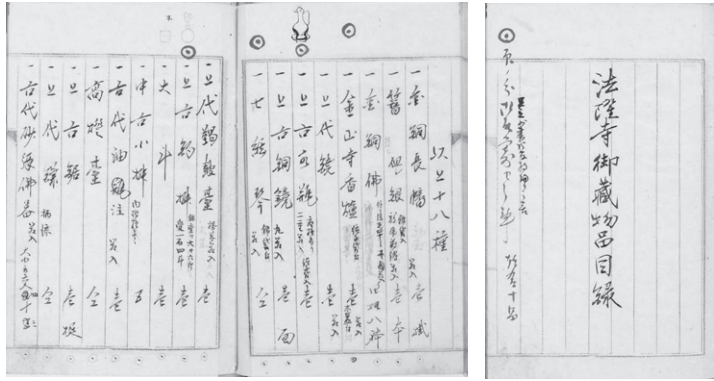


図1 「法隆寺御蔵物品目録」(「明治十一年 恩賜録」)

「御留置」には、いずれも仲介者がおり、前項の「伝献」と不明な部分も多い。前述の法隆寺宝物献上の際には、

堺県下大和国法隆寺宝物献納願之義、別紙之通及上申置候間、可然御取
計候下度、此段得貴意候也

明治十一年二月十八日 徳大寺宮内卿

大久保参議殿

(中略)

別紙 法隆寺御蔵物品目録 ◎印ノ分御取寄セノ事^㉗

とあり、図1にみられるように、いくつかの宝物がまず取り寄せられ、天
覧に供された上で「御留置」され、最終的に百五十六点と長持二棹が献上
され、「特旨を以て金一万元」が下賜された。

この一件についても当初は法隆寺側より堺県令の税所篤へ願出が提出さ
れ、宝物を献上する代わりに賜金援助を願出しており、「伝献」、「思召」の
様式も兼ね備えている。この法隆寺献納宝物は献上品の来歴も古く、数も
多く、それゆえ下賜金額も高額であった特殊例で、献上方法も各方式が絡
んでいると考えられる。

「献上」に対する下賜例示の最後に、更なる特殊例としてニール号事件
の際の鶴岡八幡宮へ対する下賜行為を挙げておこう。この事例は「思召」
でもなく、「献上」「御留置」も行われず、下賜品が渡され、さらに下賜品
の代価が宮内卿へ支払われたという例である。

明治六年(一八七三)日本が初めて公式参加したウィーン万国博覧会の
終了後、翌七年三月二十日に万博出品物百九十二箱を積んで日本へ向かつ
たニール号は、静岡県伊豆半島沖で座礁した。陶磁器・漆器等六十八箱分
は翌年引き揚げられたが、その他の出品物は現在でも海底に沈んだままで
ある。

その沈没した出品物の中には、鎌倉鶴岡八幡宮所有の「政子手箱」見積
代金千円、「蒔絵小香箱」見積代金十五円、「銀作兵庫鎖太刀」見積代金

二百円が含まれていた。それに対し「右三品ハ該社神宝重器之義ナレハ之ニ換エルニ代価下渡候ヲハ不都合ニ付 御物御下付相成長年保存為致度因テハ右金額ニ相当之御物御下付相成候様致度 右額ハ追テ貴省へ御送付可及候間 早々御詮議相成度此段及御照会候也」と内務卿山田顕義より宮内卿徳大寺実則へ願出が出された。その結果、

- 一 金嵌銘粟田口國吉糸巻太刀 一振
- 一 梨地海濱蒔絵三重手箱 一個
- 一 平目梨地浜千鳥蒔絵硯文台 一組

の三点が明治十五年十月に鶴岡八幡宮へ下賜された。そして、その代価として内務卿より一二五〇円が宮内卿へ支払われているのである。⁽²⁸⁾ 一見「思召」の下賜の様相を示すが、代価が支払われるという行為は「献上」扱もしくは「伝献」扱の事案となるだろう。

いずれにしても、「献上」には必ず報酬対価としての下賜が伴っている。明治十一年の『恩賜録』十二月十八日第五十一号には同年一月からの各種献上品に対する下賜金品が一覧表記されており、その中には、左のような下賜品受取御礼状も綴られている。⁽²⁹⁾

- 一 墨流染奉書袖 壹匹
- 一 右者先般葡萄酒献上仕候ニ付 前書御品御酬トシ下賜 謹テ拝受仕候
- 一 右御礼之義宜御奏 聞被下度此段致御依頼候也
- 明治十二年一月六日 山梨県令 藤村紫朗
- 宮内書記官御中

同号には、外国人より献上された品へ対する下賜行為が未だ行われていないことに対し、報酬品を下賜してよいかとの問い合わせ文書も提出されている。第一章第二節で述べたように明治二年（一八六九）の新年拝賀より外国人が贈答行為に登場するようになるが、明治十一年段階ではまだ献上

下賜行為の規則様式化に外国人は組み込まれていなかったとも推測される。そこに記載されている案件は左の三件である。

外国人ヨリ献品

二月一四日

（朱字）〇一 真玉帯

右朝鮮国大院君ヨリ献上致度旨ヲ以 代理公使花房 義質へ相托シ候由ニテ 同人ヨリ差出候事

〇三月七日

一二年二月
銅花皿壹個（朱字）
置下濟候事（朱字）

一 米国費府万国博覧会全景写真 壹面
右米国費府写真師ギユートカンストヨリ献上之事

〇三月九日

外務省へ
問合之上取計
之事（朱字）

一 土耳 格^{トルコ}領サモ一國産
乾葡萄酒

右土耳格領サモ一國侯コンスタンダントツオチアテ
イヨリ寺島外務官ヲ経献上之事

朱字部分の書き入れより、既に下賜が終わっているものや、外務省扱いであるので外務省に問い合わせ、何もされていないようなら下賜する旨の返答があったもの等が判明する。外国人に対する献上下賜行為がいつ様式化されたかは今後さらに調査し、明らかにすべき課題であるが、いずれにしても献上があれば必ず下賜が行われていることが確認出来るのである。

では、このようなルートを経て献上された物品は、その後どのような処遇となったのか。下賜品の調達源から、献上物品の行く末を考察していく。

第三節 下賜品の調達源

前節までみてきたように、明治期の皇室には、各種各方式で物品の献上及び下賜がなされてきたことが確認出来た。では、この献上された膨大な物品はその後どうなっていたのであろうか。また、そもそも皇室よりの下賜品はどこから調達していたのであろうか。

(一) 献上品の下賜

近世期には恒常的に行われていた献上物金品の頒布・下賜行為であるが、明治期にも確認することが出来る。ただし、近世期のように献上された後即時に頒布・下賜ということではないようである。献上された物金品のうち、その後他の臣下や機関等へ下賜されたことが明白である例としては、

- ・明治七年一月二十二日
従三位前田慶寧ヨリ学校資トシテ献金ニ付 格別ノ恩召ヲ以て賜物ノ件
光格天皇御座右ニ差置候御書棚⁽⁸⁾
- ・明治七年四月一五日
従一位九条道孝ヨリ学校資トシテ献金ニ付賜物ノ件
銀盃一個⁽⁹⁾

この二件は、学校設立資金であることから、献上された後にそのまま使用されたと考えられる。また献上品が博物館をはじめとする諸機関へ下賜された例も確認できる。

- ・明治八年七月
吉井友實ヨリ 献上英書二冊元老院へ下付ノ件
先般吉井友實ヨリ献上相成候 英書オンパーリヤメンタリー、ガーフ



図2 「鶇の画」(『明治十四年 恩賜録一』)

- ルメント・イン・イングラント二冊 本院へ被遊御差出旨 御沙汰ニ付御廻ニ相成 正ニ落手致候 永久保存参照ニ供シ可申候也
明治八年七月四日 副議長後藤象二郎
宮内卿徳大寺実則殿⁽⁸⁾
- ・明治十四年一月
華族澤正三位ヨリ 献上ノ茶褐色鶇二羽 博物館へ下付ノ件
本月廿日附ヲ以テ 愛媛県下讚岐国香川郡安原村上原姣一郎以下四名之者捕獲候趣ニテ 華族澤正三位ヨリ 献納相成候茶褐色ノ鶇二羽
今般御沙汰之趣ヲ以テ当局へ御下ケ相成候条正ニ落掌致シ候(後略)
明治十四年一月三十一日 博物館長 町田久成
宮内省御中⁽⁸⁾

補足となるが右の例では、鶇の画(図2)と共に鶇の捕獲人上原姣一郎の由緒書も添えられている。身元が不確かな者からの献上には慎重であった

ことが明らかとなる。その他博物館へは

- ・明治十四年十月二十七日
英国皇孫殿下ヨリ 皇后宮へ御贈進ノ獸二疋 博物局博物館へ下附ノ件⁽⁸⁷⁾

- ・明治十六年四月
河村海軍卿ヨリ 献上ノ鹿頭一個 博物局へ下附ノ件⁽⁸⁸⁾

等の事例も散見され、生物が献上された際には、博物館へ下賜するとの流れになっていたようである。博物館以外にも献上品の下賜引受機関があった。

- ・明治九年八月
澳国維也納工業社ヨリ 献納ノ書籍六冊 勸業寮へ下付の件
別紙目録之書類 澳国維也納工業社ヨリ献納相来 既々徑 天覧其後
別段御用モ無之候処 右書類 勸業寮勸商局等ニ於テ頗ル参考ニ相来
物之趣ニ付 御下相成候(後略)⁽⁸⁹⁾
- ・明治十三年七月十六日
独逸人「クルツプ」ヨリ 献上ノ大砲二門海軍省へ下附ノ件
独逸国クルツプ氏献上之大砲二門 当省江御下ケ相成候ニ付 正二拝
受 即チ受領証差進候 此段及御答候也
- 明治十三年七月十六日 海軍卿 榎本武揚
宮内大輔 杉孫七郎殿⁽⁹⁰⁾

工業製品や武器等については、宮内省よりも相応しいところを天覧の後考慮し、下賜している。この種の下賜行動はその後も継続していたことが当館の所蔵資料からも確認出来る。時代は下るが、「パラオ島アバイ模型」「マーシャル諸島帆船模型」「マーシャル諸島武器」は、南洋庁から高松宮宣仁親王へ献上されたものが、昭和十一年(一九三六)に学習院へ下賜さ

れ、現在当館の所蔵となっているものである⁽⁸⁸⁾。前記の博物館や海軍省への下賜品が現存するかは定かではない。しかし、次に挙げる献上品は学習院への下賜品と同様、下賜先で現存していることが判明しているものである。

(二) 献上品の下賜先での現存例

「伝献」の事例として掲げた「獅子王」は「報酬」三百円が下賜され、「御留置」となった。

- ・明治十五年六月十七日
金三〇〇円 土岐頼近
右ハ伝来之獅子王剣一振 元老院幹事東久世通禧ヲ以テ 供御覽候
処 御留置相成候ニ付御報酬トシテ頭書ノ通被下候事⁽⁹¹⁾

「獅子王」は元々は『源平盛衰記』に源頼政が二条天皇を悩ませた鶴を射て退治したときの褒賞として下賜されたと記される著名な刀である。その後徳川家康の手に渡り、源頼政の子孫土岐頼次に譲られた。

献上後帝室博物館蔵から、現在は東京国立博物館蔵となっており、「華ひらく皇室文化」展名古屋徳川美術館会場でも展示公開を行った。

同じく同展に出品された朱欒製蒔絵煙草入は、同様の作品が各所にある。献上から下賜までの流れが明らかになるものである。明治四十二年(一九〇九)から大正三年(一九一四)まで宮中に出仕していた山川三千子の『女官 明治宮中出仕の記』によれば、これらは「台湾総督や、朝鮮総督などから、ジャボンや文旦などを献上しますと、その皮をお菓子器やお棚飾などにして(中略)おかざりになっておりましたが、その作り方は、枝のついた方を少し切り取って、実を引き出し、その皮をよく陰干しにしたものに、内側は黒塗、外は皮のまま美し蒔絵をさせるのですが、その中身を取り出すのを、お上の御沙汰で皇后宮様があそばしていたこととございます⁽⁹²⁾」というものである。献上品を天皇の命により皇后が一部加工

し、その後装飾を施した。それが内親王や臣下に下賜され、各所で大切に保管されてきたのである。これは献上品をそのまま下賜した例とは趣を異にするかもしれないが、献上品を大切にする故あつての行為でもある。なお、この作品の詳細については一ページからの小松大秀氏の論考「近代皇室漆芸遺芳三」を参照されたい。

(三)「御買上」品の下賜

京都の御所内から外に出ることのなかった近世期の天皇と対照的に、明治以降の天皇は可視化され、明治五年（一八七二）からの六大巡幸をはじめとし各地へ行幸し様々な物品を直接「天覧」になった。前述のように、明治九年（一八七六）の奥羽巡幸の際には「物産並びに古器物・書画其の他珍奇の品あらば、集輯して天覧に供すべし」とされ、その際に「御留置」がなされていた例を確認したが、天皇后は「御留置」以外に各地で「御買上」も行っている。

『明治天皇紀』の明治九年（一八七六）の東北巡幸時の御買上記事の一例は次の通りである。

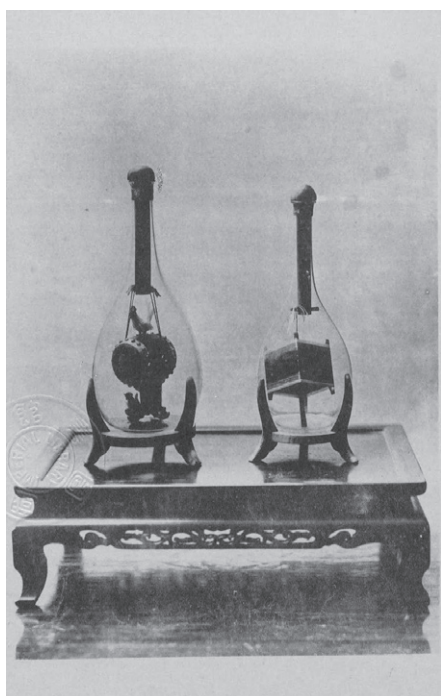


図3 「諫鼓鳥をフラスコの中に造れる」⁽⁹²⁾

県官行在所に掲ぐるに、司馬江漢及び其の門人須賀川平民永田善吉の油絵を以てし、又善吉が自画自刻の銅版及び製版用眼鏡を天覧に供す、昨夜勅して善吉の伝記を録進せしめたまふ、又江漢描く所の洋犬、善吉描く所の海岸の馬、最も宸鑑に適ひ、是の日之れを御買上⁽⁹¹⁾あらせらる。

この東北巡幸時には数多くの「御買上」があつたが、例えば福島県下においては、桑野村の楽焼陶器数十個が天覧され、そのうち三個を「御買上」、二本松では製糸会社製造の織物数種を出させ、反物・帯地を「御買上」、福島では同県織物数十種が天覧され白河・二本松・川俣等の製品数十と志信摺の袷紗等を「御買上」されている。その他同巡幸中、各県において各種特産工芸品と馬が御買上げられた。

明治十三年（一八八〇）甲州・東山道巡幸の六月三〇日、明治天皇は愛知県下原新田飯田重蔵宅で小休した。その折に天覧に供された工芸品「諫鼓鳥をフラスコの中に造れる」に天皇は強い関心を示し、「其の技の巧妙なるを賞し、其の製作人を問はせたまふ、県官、名古屋大船町加藤佐十郎なりと奏し、重蔵をして之れを献らしむ、金五円を重蔵に賜ふ」と、直ぐの御買上となった。さらにその翌日「下原新田御小休所にて天覧の硝子瓶細工物製作人加藤佐十郎を行在所に召し、宮内大書記官香川敬三・侍従等をして其の製作法を問はしめたまふ、佐十郎、器械・材料等を供覧し具に奉答す、後東京に還御あらせらる、や女官をして之れを伝習せしめ、其の毬・鳥等種々の物を造れるを座右に置かせらると云ふ」というお気に入りぶりであつた。

同様の「御買上」は、内国勸業博覧会を始めとする各種博覧会や殖産工場等の臨幸の折にも行われている。明治十年の第一回内国勸業博覧会の際には各県の出品物百四十二件、合計七千二百五十八円を「御買上」している。⁽⁹³⁾

これらの「御買上」品は巡幸や内国勸業博覧会買上品からあきらかなように、御買上行為は各地産業の奨励・保護が目的であつた。明治十四年（一八八一）開催の第二回内国勸業博覧会では、天皇は出品物を二六九

点計二七六七六円四六銭四厘「御買上」、売物店にて三十一一点計五四九円三六銭六厘「御買上」の他にその場にて出品物と同じものを「御注文御買上」として十六点二八二円一七銭で発注している。⁽⁹⁴⁾

同様に美術品の保護・育成を目的とした「御買上」も数多く行われた。斎藤全人氏の論考「御買上」にみる皇室の美術保護⁽⁹⁵⁾によれば、現在宮内庁三の丸尚蔵館に収蔵されている作品の多くはこのような「御買上」品であるという。その中でも最も多くの作品が買上げられたのが日本美術協会であった。日本美術協会は明治となり衰退した日本固有の美術を守り、その復興をはかることを目的とし、明治十二年（一八七九）に設立した龍池会を前身とし、明治二十年（一八八七）には日本美術協会と改称した。有栖川宮熾仁親王を総裁とし、上野公園内の土地を宮内省より無償提供され、美術品陳列館を竣工、その増築費用として一五〇〇円の下賜も受ける⁽⁹⁶⁾等皇室との結びつきが極めて強かった。

宮内庁三の丸尚蔵館収蔵の高村光雲作「矮鶏置物」は明治二十二年開催の日本美術協会美術展覧会に「雄矮鶏」が出品され、明治天皇の目にとまり「御買上」となった。その後宮内省の依頼により「雌矮鶏」も制作され、現在は対の置物となっている。⁽⁹⁷⁾

これらの「御買上」品の一部は、次項で述べる「予備品」に組み込まれ、下賜品に使用されていくのである。

(三) 予備品による調達

下賜品の調達源として最も大きなものは「予備品」である。予備品とは使用を見越し、予め作り置き・買い置きしておく物品である。⁽⁹⁸⁾『予備品録』には賜物として使用するために作成・備蓄していた物品が記載されている。まず現存する『予備品録』の中で最も古い記録である明治九年（一八七六）の例を翻刻掲載してみる。

賜物入置現品調

一 銀盃 三ツ組 五組

代金九拾四円八拾五銭五厘

但 壺組 盃 拾八円八銭六厘

筥 三拾八銭五厘

帛紗五拾銭

合 拾八円九拾七銭壹厘

(中略)

三ツ組 通計 拾八組

壺個物 通計 拾九個

一 木盃 三ツ組 六組

代金八拾七円八拾一銭

但 壺組 盃 拾三円七拾五銭

筥 三拾八銭五厘

帛紗五拾銭

× 拾四円六拾三銭五厘

(中略)

三ツ組 通計 拾六組

壺ツ物 通計 拾九個

一 銀コップ 十一個

同 百四拾四円七拾七銭壹厘

但 内訳 一個 コップ 拾貳円貳拾七銭六厘

筥 三拾八銭五厘

帛紗五拾銭

× 拾三円拾六銭壹厘

(中略)

合計 拾八個

一	銀煙管	壹本	同	貳拾五円
	代金	三円三拾貳錢八厘	一	手筥
	但	キセル 三円五錢八厘	同	貳拾六円
	管	貳拾七錢	一	藥筥
	(中略)		同	貳拾六円
	通計	拾壹本	一	小筥
			同	八拾壹円
一	花瓶	一對	一	香棚
	七号	代金三拾三円八拾錢	同	八拾壹円
	(中略)		一	書棚
	合計	三十五対卜三個	同	百五拾五円
一	料紙文匣	壹組	一	料紙硯筥
	但	硯筥共	同	五百五拾五円
	代金	三百拾三円	一	文台硯筥
	(中略)		同	三百円
一	硯筥	壹個	一	料紙硯筥
	同	二拾八円	同	貳百八拾五円
一	小筥	壹個	一	三重組手筥
	同	二拾八円五拾錢	同	百二拾五円
一	香盆手筥	壹個	一	菓子筥筒
	同	六拾五円	同	百五拾五円
一	同上	壹個	通計	貳拾個
	同	參百五拾五円	小計	金參千貳百九拾五円五拾錢
一	香棚	壹個	一	白茶地錦
	同	壹百五拾五円		六卷
一	小筥	壹個	代金	八百七拾八円四拾錢
	同	九拾五円	但	壹卷二付金百四拾六円四拾錢
一	卷貫入筥	壹個	一	萌黄地錦
				五卷
			代金	四百參拾六円五錢

- 一 紺純子 但 壹卷ニ付金八拾七円二十三銭
拾六卷
- 一 代金 七百參拾六円八拾八銭
但 壹卷ニ付金四拾六円五錢五厘
- 一 萌黄純子 拾六卷
- 一 代金 七百三十六円八拾八銭
但 壹卷ニ付金四拾六円五錢五厘
- 一 緋縮緬 拾九匹
- 一 代金 五百二十三円二十六銭
但 壹疋ニ付金貳拾七円五十四銭
- 一 白縮緬 拾四匹
- 一 代金 貳百六拾壹円參拾貳錢四厘
但 壹疋ニ付金八円六十六錢六厘
- 一 重目白羽二重 七拾貳疋
- 一 代金 千貳百四拾貳円
但 壹疋ニ付金拾七円貳拾五錢
- 一 輕目白羽二重 參拾四疋
- 一 代金 四百八拾八円七拾五錢
但 壹疋ニ付金四円參拾七錢五厘
- 一 紅羽二重 八疋
- 一 代金 百五拾五円九拾六錢
但 壹疋ニ付金拾九円四拾九錢五厘
- 一 晒 四拾四疋
- 一 代金 貳百九拾八円參拾貳錢
但 壹疋ニ付金六円七拾八錢
- 一 帷子地紺縮緬 五反
- 一 代金 貳拾八円拾九錢
但 壹反ニ付金五円六十三錢八厘
- 一 濃色紗綾 九反

- 一 代金 八拾八円八拾七錢五厘
但 壹反ニ付金九円八十七錢五厘
- 一 萌黄生絹 九卷
- 一 代金 六拾六円九拾四錢二厘
但 壹卷ニ付金七円四十三錢八厘
- 一 紅絹裏地 四反
- 一 代金 拾八円七拾五錢二厘
但 壹反ニ付金四円六拾八錢八厘
- 小計 金五千九百六拾円六拾八錢三厘
- 四口 惣計金壹万千壹百七拾貳円參拾錢五厘

右之通有之候也

九年十月五日

このように明治九年の段階では予備品は銀製品・花瓶(陶磁器一件のみ)・漆工品・生地の種類のみであった。ここで予備品として購入されている十一個の銀コップは前述した明治十年十二月二十一日の前田齋泰より金銀象眼鏡が献上された際の下賜品錦一卷、銀コップ一個に該当する可能性がある。また、明治十二年四月二十五日に欧州航海中の事情を聞かれた清輝艦長海軍中佐井上良馨に対して石川県下加州製象嵌銅花瓶一個と御紋付銀コップ一個が下賜されたが、この銀コップも同様の予備品であろう。

この際銀コップと共に井上に下賜されたのは、「石川県下加州製象嵌銅花瓶」であった。予備品に銅花瓶が加わるのは、明治十一年十二月三十日に「銅花瓶 壹対 但 模様長良之図」が下関嘉兵衛より二百十五円で納品されたのが最初であり、それが井上に下賜されたものに該当する可能性もある。下関嘉兵衛は浅草で銅器金物問屋、加賀屋を営んでいた人物である。

その後、予備品には明治十三年より「御写真」、「御台人形」、「陶磁器製大花瓶」、「御末広」が加わるが、それぞれ生産地や生産者名が明記される。

こともあり、発注品目・発注先共にバリエーションが増加していく様子がわかる。特に陶磁器は京焼、伊万里焼、鹿見島(薩摩焼)、瀬戸焼、交趾

焼等納品元(発注先)は全国へわたり、発注された各県内においても、例えば石川県の銅器制作のように何社が分担して制作納品している例も見受けられる。さらには明治六年のウィーン万国博覧会後に設立した半国営商社である起立工商会社からの納品も確認できる。

また、下賜品で最も多く使用される生地類にも仙台平袴地やメリヤス靴下、リンネル等が絹製品である縮緬や羽二重と並ぶようになる。明治十四年からは七宝焼、明治十五年からは双眼鏡、象牙置物、さらに舶来品テールコート地も加わり下賜品が種類豊富で華やかになる様子がわかる。予備品として吉川半七より『大日本史』百冊揃十八円も納品されているが、下賜品に使用されたかは不明である。

『予備品録』中には、八丈島特産の八丈縞を買い上げているように各地の「御買上」品が予備品として記載されている例があり、こういった巡幸時や博覧会等での「御買上」を経て、各地に発注が出たものと推測される。

(四) 『贈賜品録』からみる調達

前述したように『予備品録』は明治九年の記録が最古であるため、それ以前の様相について『贈賜品録』を照査しておきたい。『贈賜品録』は第一章第二節で述べたように、その簿冊情報としては「明治五年から昭和二年(六九冊)宮廷費御費(東宮費)贈賜物品費による贈進品の購入書類と恩賜物品費による賜品の購入書類の簿冊からなる」とあり、『恩賜録』より詳しく下賜品の品名・下賜先・価格・納品元等が記載されている部分もある。その『贈賜品録』中、最も古い『明治五年〜一〇年 贈賜品録 調度寮』には、ここだけでしか確認できない記載事項がある。それは、『明治七年の下賜事例である。以下、聊か長くなるが、翻刻を掲載する。

七年八月八日

輔 丞

右 琉球上布 三卷宛

三條太政大臣
島津左大臣
岩倉右大臣

右 琉球上布 二卷宛

大久保参議
大隈参議
大木参議
寺島参議
伊藤参議
勝参議

右 琉球上布 二卷宛

有栖川一品宮
同二品宮
東伏見宮
華頂宮
伏見宮
山階宮

右 琉球上布 二卷宛 但二位局へは白地の事

中山従一位
二位局
福羽従四位
加藤弘之
元田永孚

右 一卷宛

右下賜候事

(問紙 組上布 十一卷 白上布 二十四卷)

縞八丈之部

六月三日 縞八丈 一端

真綿 百目

六月二五日 縞八丈 二端

一二月二七日

十月一三日 同 六端 但二端ツ、

十月二九日 同 三端

十月 同 式拾二端 但二反ツ、

德川従一位家来
植村茂岳江被下

畠山文部少丞江

石橋外務少丞

平井外務少丞

長田外務少丞江

村田文夫江

三条太政大臣

島津左大臣

岩倉右大臣

大隈参議

大木参議

山縣参議

勝参議

黒田参議

伊地知参議

寺島参議

徳大寺宮内卿

吉田特命全権公使

佐々木副議長

田中文部太輔

宍戸教部太輔

山尾工部太輔

万里小路宮内太輔

松本軍医総監

中牟田海軍少将

真木同

十二月十日

同壹反

赤松同

三浦陸軍少将

野津同

曾我同

津田同

種田同

井田同

川路大警視

大久保東京府知事

松岡左院三等出仕

福羽三等出仕

土方大内史

坊城式部頭

山口外務少輔

松方租税頭

黒田教部少輔

吉井鉦山頭

玉乃權大判事

河野同

楠田明法頭

杉宮内少輔

文部省八等出仕

樫村清徳

開拓使五等出仕

荒井郁之助

九等出仕

平野好徳

右八丈嶋惣ノ七拾反

十月二四日 八丈紬 二十六反

省中
九等官一六人
十等官八人
十一等官二人

六月二五日 琉球上布 一卷

長文部大丞

六月二五日 琉球上布 六卷但二卷ツ、

三条太政大臣

島津左大臣

岩倉右大臣

六月二五日 同十二卷但二卷ツ、

大久保参議

大隈同

大木同

寺島同

伊藤同

勝参議

六月二五日 同十六卷但二卷ツ、

有栖川一品宮

同二品宮

東伏見宮

華頂宮

伏見宮

山階宮

中山従一位

二位局

松尾式部大属

福羽従四位

加藤弘之

元田永孚

徳大寺宮内

万里小路宮内太輔

七月九日 同十一卷但一卷ツ、

八丈嶋七十端

八丈紬二十六卷

杉宮内少輔

侍従長

丞四人

桜井純造

津田信弘

竹内節

侍従十二人

侍医七人

九等出仕五人

宇田従五位

司馬盈之

文部六等出仕

三宅秀

省中八等官六人

省中九等官一人

右琉球上布惣ノ締八十七卷

太平布四十五卷

芭蕉布二十八卷

(中略)

十一等官八人

十二等官一二人

十三等官二〇人

十四等官五人

十四等官七人

十五等官一二人

省中

省中

省中

省中

琉球上布八十七卷
 太平布四十五卷
 芭蕉布二十八卷

錦十六卷

純子六卷

紅縮緬七匹

白縮緬七匹

上品御絹七十匹一端

紅緒絹七匹

中品御絹二十一匹

御晒二十一匹

紺羅紗十六ヤール

但四着分

御綾五端

御白綸子四端

真綿二百目

布生地下賜は明治期以前より行われており、明治期になっても下賜品の中心であったことは明治九年の『予備品録』よりも明らかであった。しかし、その生地は錦・純子・縮緬等の絹製品であり、その後のバリエーションとして明治十四年頃より仙台平袴地やメリヤス等が加わったことは前述の通りである。しかし、それ以前の明治七年に突然「琉球上布」「芭蕉布」等が下賜されるのである。その数、琉球上布八七卷、太平布四五卷、芭蕉布二八卷、さらに八丈縞七十端、八丈紬二六卷であり、錦一六卷、純子六卷、紅縮緬七匹、白縮緬七匹、上品御絹七〇匹一端、紅緒絹七匹、中品御絹二一匹、御晒二一匹、御綾五端、御白綸子四端、真綿二百目をはるかに上回っている。この下賜品選定の理由はまだ判然としない。

一方で、明治五年（一八七二）九月十四日、琉球国王尚泰は琉球藩王となり、華族に列した。以降琉球藩使節は謁見、内謁見に臨み、その都度土

産を献上しているという事実がある。『明治天皇紀』明治六年九月九日には

九日曩に琉球藩王尚泰、上表の事ありて、三司官向居謙・賛議官向嘉勲をして上京せしむ、是の日午前十時、二人を御学問所代に召して謁を賜ふ、泰、天皇・皇后に土産を献ぜるを以て、泰に恩賜あり、且外務卿をして、爾後献品に及ばざる旨を懇諭せしめらる⁽⁴⁾

とあることから、琉球より相当量の献上品があったことが推測される。この際の献上品を下賜品に使用したとも考えられる。それにしても皇族筆頭の有栖川宮から全参議、宮内省中一五等官に至るまで宮内省中への下賜行為である。その行為はあたかも琉球特産工芸品のお披露目の様相を呈しているともみられるのではないか。

おわりに

明治初期皇室の（主に美術工芸品を対象とした）贈答行為について、宮内公文書館所蔵記録を中心に分析・考察を行った。その結果、近代に至り大きな変革を余儀なくされた皇室の、「物」を媒介とした意思表示に、変化が見られることが確認された。

まず、大きな変化としては皇室経済確立による経済的安定性である。その結果、贈答行為の様式を整えることに着手し、各階層に応じた献上品が取り決められた。その経済的安定を基盤に「思召」としての下賜が多く行われる。

また、贈答行為に外国人が加わることも大きな変革であった。さらには巡幸や博覧会等各地への行幸啓により「可視化された皇室」となったことで贈答行為の裾野は大きく広がっていく。今まで贈答行為に関与することが出来なかった一般国民も「伝献」や「御留置」といった近代皇室独特の作法に則り、皇室への「献上」が可能となった。こういった「献上」行為

には必ず「下賜」が伴い、国民より皇室への一方向的な行為ではなかったことも確認できた。下賜に用いられる品は御物から晒まで様々であり、事例により差がつけられている。この差異の分析については、拙稿で何度か言及しているが、今回は紙幅の都合から詳細な分析を提出することはできなかつたので次回改めて記したい。

この「下賜」行為に用いられる品々には、「献上品」「御買上品」「予備品」等の調達方法があった。「御買上品」品は巡幸や内国勸業博覧会をはじめとする博覧会等の買上品からあきらかなように、各地産業の奨励・保護が目的であった。

第一回内国勸業博覧会は明治十(一八七七)年八月二十一日から十一月三十日まで、東京上野公園において開催された。これは、「(日本)固有の工芸日々衰廃し、国産年々声価を損す」と国内産業の衰退に危機感を募らせていた初代内務卿大久保利通の強い要望によるものであった。この第一回内国勸業博覧会終了直後の十二月には明治天皇より国産品の使用奨励「内国勸業博覧会の出品徴するに、国産物を以て外来品に代用し得べき見込みあり、よりにて太政官以下各省等に於ける用品は、力めて本邦製を用ゐることに内欠す、是の日又地方長官に諭して、庁中の需用品は力めて国産を用ゐしむ」⁽¹⁰⁸⁾が出された。この方向性は当然下賜品にも表れてくる。しかし、六大巡幸は明治五年(一八七二)より始まっており、皇室においてはそれ以前より国産品の保護が行われていたことは明白なのである。

第三節(一)献上品の下賜の例で挙げた明治七年一月二十二日の「従三位前田慶寧ヨリ学校資トシテ献金ニ付 格別ノ思召ヲ以テ賜物ノ件」では「光格天皇御座右ニ差置候御書棚」が下賜されたが、実はそこに至る迄には以下のようなやり取りが行われていたのである。それは、「元々下賜品には御物を贈る予定だったが(明治六年皇居火災で)焼失したため、舶来時計を下賜品にする旨回答した。しかし天皇よりなるべく舶来品ではないようにとの思召しがあり、金額凡そ二五〇〇円程度の下賜品を見回すように、との結果「光格天皇御座右ニ差置候御書棚」が下賜されたのである。

明治七年の琉球上布等下賜の史料翻刻中(中略)とした部分には、錦や

純子等絹製品の下賜行為が記載されていた。この絹製品下賜対象者は、いずれもこれから外国へ行く者(もしくは外国人)であった。ここには国産品を海外に広めよとの意思が感じられる。

時代は下るが、明治十九年(一八八六)に皇后の洋装着用が公布され、翌二十年には皇后が初めて大礼服を着用し、新年朝拝に臨んだ。この数日後に皇后は「婦女服制についての思食書」を出す⁽¹⁰⁹⁾。その内容は、洋服は日本の古制に近い様式で理にかなっている。しかし、その導入に際し注意点として、

勉めて我が国産を用いんの一事なり。若し能く国産を用得れば、傍ら製造の改良をも誘い、美術の進歩をも導きて、兼ねて商工にも益を与えること多かるべく

というものであった。ここからも国産品の保護・奨励が見て取れるのである。

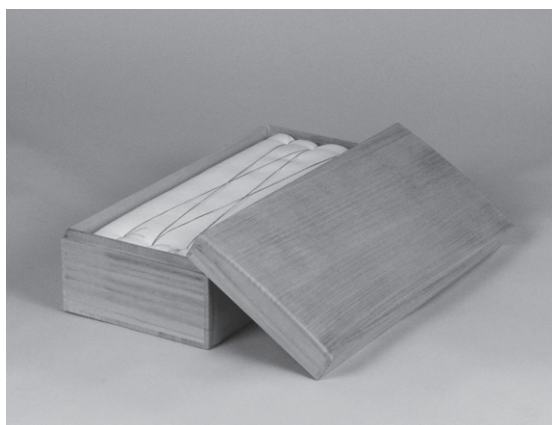


図4 「賜物 絹」⁽¹⁰⁸⁾

旧皇族の方の話によると皇室から「絹」が下賜された際には(図4)、絹を染め、文様を描き、刺繍等を施し、仕立てる。そのようにして仕立て上げたものを皇室へ伺う際に着用し御礼申し上げるといふ。この一連の行為で、何人もの職人の手を経ることになる、それが皇室の「恩賜」であったとの話であった。

今回の史料分析作業により、「物」の選定やその行為理由から、天皇・皇后の「お気持ち」、すなわち意思が可視化することが可能となった。そういった面から考え合わせると、明治七年の琉球産物の下賜も「日本となった琉球」の「国産品の保護・奨励」と捉えることが出来るのではないだろうか。

明治皇室が恩賜や御買上、下賜等の贈答行為を通じて整備した伝統文化や国産品の保護・奨励という、皇室の姿勢は、現在の皇室にも受け継がれ続けているのである。

謝辞

本稿を成すにあたり、多くの方からご教示とご高配を賜りました。特に成稿途中の二〇一八年一〇月二〇日に逝去された北白川道久様には、多方面に渡りご高配を賜りました。記して感謝申し上げます。

彬子女王殿下

岩壁義光、今泉宜子、打越孝明、恵美千鶴子、大久保洋子、大西智子、太田彩、岡本隆志、五味聖、北白川慶子、北島徹也、久部良和子、小松大秀、篠木隆史、高江洲昌哉、田中潤、千葉切、長佐古真也、西山直志、松花菜摘、森下愛子、吉廣さやか(敬称略)

宮内庁宮内公文書館、東京国立博物館、華ひらく皇室文化展実行委員会、東アジア近代史学会

本研究は JSPS 科研費 JP16K02276 の助成を受けたものです。

註

(1) 『日本国語辞典』によれば「皇室よりの贈答行為は「賜」と記される。特に「恩賜」「下賜」と表記されることも多い。恩賜とは「主君から家臣が物を拝領すること。また、その物。今日では特に天皇から下賜のものをさす。下賜」、下賜とは「身分の高い人が、身分の低い人に与えること。くださること。」(『日本国語辞典』小学館、二〇〇〇)

(2) 基盤研究(c) 研究課題番号16K02276 研究代表者 長佐古美奈子 研究分担者 千葉功、吉廣さやか

(3) 共著者 長佐古真也『学習院大学史料館紀要』二三号(学習院大学史料館、二〇一七)

(4) 共著者 長佐古真也『学習院大学史料館紀要』二四号(学習院大学史料館、二〇一八)

(5) 『学習院大学史料館紀要』二四号(学習院大学史料館、二〇一八)

(6) 『近代陶磁』一九号(近代国際陶磁研究会、二〇一八)

(7) 東アジア近代史学会第一七二回研究例会発表、〇一七年五月二〇日 徳川美術館春季特別展講演会、二〇一八年五月二二日

(8) 『明治150年記念 華ひらく皇室文化—明治宮廷を彩る技と美—』展 華ひらく皇室文化展実行委員会企画 協力 学校法人学習院、常磐会

(9) 徳川美術館・秋田市立千秋美術館・京都文化博物館・泉屋博古館分館・学習院大学史料館で開催。

(10) 辻岡健志「宮内庁宮内公文書館の紹介」(『びぶろす bios』七三号、国立国会図書館、二〇一七)、石原秀樹「宮内公文書館について」(『書陵部紀要』六三号、宮内庁書陵部編、宮内庁書陵部、二〇一一)、宮間純一「古文書めぐり 宮内公文書館所蔵の公文書」(『宮内省草創期の記録』(『古文書学研究』七五号、日本古文書

- 学会編、日本古文書学会、二〇一三)、丸山寿典「宮内公文書館について」(『アーカイブズ』五二号、国立公文書館編、国立公文書館、二〇一四)、宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究(1) 図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史の変遷」(『書陵部紀要』六四号、宮内庁書陵部編、宮内庁書陵部、二〇一七)
- (11) 古事類苑全文データベース(国際日本文化研究センター)
<http://ys.nichibun.ac.jp/kojiruien/> 2017年5月閲覧。
- (12) 『古事類苑』天部四 風篇(神宮司庁古事類苑出版事務所編、神宮司庁、明治二十九年―大正三年 復刻版、吉川弘文館、一九九〇) 出版社出版年以下略
- (13) 『明治天皇紀』(宮内庁編、吉川弘文館、一九六九) 出版社出版年以下略
- (14) 『明治天皇紀』嘉永五年十一月十七日
- (15) 『明治天皇紀』安政六年一月一日
- (16) 『明治天皇紀』万延元年十月二十七日
- (17) 『明治天皇紀』万延元年十二月二十五日
- (18) 『明治天皇紀』嘉永五年十二月二十七日
- (19) 『明治天皇紀』安政元年四月一日
- (20) 『明治天皇紀』安政六年八月十二日
- (21) 『明治天皇紀』明治二年一月二日
- (22) 『明治天皇紀』明治二年一月二日
- (23) 『明治天皇紀』明治二年一月二日
- (24) 『明治天皇紀』明治二年七月二十八日
- (25) 『明治天皇紀』明治二年八月三日
- (26) 宮内庁宮内公文書館HP <http://toshoryokunaicho.go.jp/Kobunsho/> より。件数は二〇一九年一月五日現在のものである。以下、宮内庁宮内公文書館所蔵表記は省略。
- (27) 明治く大正期のものはほぼ「全部利用」となっており、いつでも簡易閲覧が出来る。一部については、宮内公文書館HP上でデジタル公開されている。
- (28) まだ「要審査」のものが多く、利用にあたっては「特定歴史公文書等利用請求書」を提出し利用決定を受ける必要がある。
- (29) 明治期のものはすべて「全部利用」となっており、いつでも簡易閲覧が出来る。
- (30) 明治期のものはすべて「全部利用」となっており、いつでも簡易閲覧が出来る。
- (31) まだ「要審査」のものが多く、利用にあたっては「特定歴史公文書等利用請求書」を提出し利用決定を受ける必要がある。
- (32) 明治期のものはほぼ「全部利用」となっている。
- (33) ミルレルとホフマンについては、入沢達吉「レオポルド・ミュレル(本邦医育制度の創定者)」(『中外医事新報』二二〇〇号、一九三三) 尾形裕康「我が医学教育近代化推進のホフマン」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』一二輯、一九六六)などに詳しい。
- (34) 『明治三〇六年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (35) 『明治五年く十年 贈賜品録 調度寮』(識別番号69240)
- (36) 『明治二十三年 恩賜録三 総務課』(識別番号2013)
- (37) 『明治二十三年 予備品録 調度課』(識別番号919)
- (38) 皇室賜物だけではなく、皇室に関わる物品(御用品や調度、宮殿造営など)についても、各史料から横断的に読み解くことが可能である。筆者は長佐古美奈子・長佐古真也「近代宮中における国産磁器洋食器の成立過程」(『学習院大学史料館紀要』第二三号 学習院大学史料館、二一〇七)において、これらの史料を基に近代皇室の正餐食器の成立過程を明らかにしている。
- (39) 『恩賜録』(目録)(識別番号60102～60104)
- (40) 『明治三〇六年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (41) 『明治七く八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (42) 木戸の死去に際しての記事は未見である。『明治十一年 恩賜録 総

- 務課」(識別番号189)
- (43) 『明治十一年 恩賜録 総務課』(識別番号189)
- (44) 『明治十八年 恩賜録 総務課』(識別番号196)
- (45) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (46) 「思召」との記載がない場合もある。
- (47) 『明治十年 恩賜録 総務課』(識別番号188)
- (48) 『明治十二年 恩賜録 総務課』(識別番号190)
- (49) 『明治六年 恩賜録 総務課』(識別番号185) この時期の一疋は二厘五毛と言われる(山岸徳平『書誌学序説』岩波書店、一九七七)
- (50) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (51) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (52) 『明治十年 恩賜録 総務課』(識別番号188)
- (53) 『明治十一年 恩賜録 総務課』(識別番号189)
- (54) 『明治十二年 恩賜録 総務課』(識別番号190)
- (55) 『明治十三年 恩賜録 総務課』(識別番号191)
- (56) 川田敬一「近代皇室の社会的役割に関する基礎的研究—宮内公文書館所蔵『恩賜録』を中心として—」(『日本学研究』十七号 金沢工業大学日本学研究所、二〇一四)
- (57) 日本赤十字HP www.jrc.or.jp/press/17041_004737.html
2019年1月閲覧。
- (58) 恵美千鶴子「明治の皇室に選ばれた表象—明治宮殿と御物」(『天皇の美術史』六 吉川弘文館、二〇一七)
- (59) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (60) 『明治十年 恩賜録 総務課』(識別番号188)
- (61) 『明治十二年 恩賜録 総務課』(識別番号190)
- (62) 『明治十一年 恩賜録 総務課』(識別番号189)
- 法隆寺献納一件については、矢島恭介「法隆寺献納宝物類の来歴とその目録(一)」(『MUSEUM』九五、東京国立博物館、一九五九)、恵美千鶴子前掲書二二二ページに詳しく。
- (63) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (64) 『明治十二年 恩賜録 総務課』(識別番号190)
- (65) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (66) 『明治十年 恩賜録 総務課』(識別番号188)
- (67) 『明治十一年 恩賜録 総務課』(識別番号189)
- (68) 『明治十一年 恩賜録 総務課』(識別番号189)
- (69) 『明治十二年 恩賜録 総務課』(識別番号190)
- (70) 『明治十二年 恩賜録 総務課』(識別番号190)
- (71) 『明治十五年 恩賜録一 総務課』(識別番号193-2)
- (72) 恵美千鶴子前掲書二四四ページ
- (73) 恵美千鶴子前掲書二四四ページ
- (74) 『明治十年 恩賜録 総務課』(識別番号188)
- (75) 『明治二十年 恩賜録 総務課』(識別番号198)
- (76) 『明治二十一年 恩賜録一 総務課』(識別番号199-1)
- (77) 『明治十一年 恩賜録 総務課』(識別番号189)
- (78) 『明治十五年 恩賜録二 総務課』(識別番号193-2)
- (79) 『明治十一年 恩賜録 総務課』(識別番号189)
- (80) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (81) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (82) 『明治七〜八年 恩賜録 総務課』(識別番号186)
- (83) 『明治十四年 恩賜録一 総務課』(識別番号192-1)
- (84) 『明治十四年 恩賜録二 総務課』(識別番号192-2)
- (85) 『明治十六年 恩賜録二 総務課』(識別番号194-2)
- (86) 『明治九年 恩賜録一 総務課』(識別番号187-1)
- (87) 『明治十三年 恩賜録 総務課』(識別番号191)
- (88) 高松宮宣仁親王下賜品については『百聞ハ一見ニ如カズ 旧制学習院歴史地理標本室移管資料』(学習院大学史料館、二〇一三)参照。
- (89) 『明治十五年 恩賜録一 総務課』(識別番号193-2)
- (90) 山川三千子『女官 明治宮中出仕の記』(講談社学術文庫、

二〇一六)

- (91) 『明治天皇紀』明治九年六月
- (92) 『愛知県聖蹟誌』巻三(愛知県編 大正八年(一九二〇)) 国会図書館デジタルコレクション
- (93) 『明治十年 御用度録 購入十一』(識別番号68979)
- (94) 宮内庁宮内公文書館蔵『明治十四年二十九年三十年 臨時買上録 調度寮』(識別番号1070)
- (95) 『皇室の名品―近代日本美術』(日本経済新聞社、二〇一三)
- (96) 『明治二十二年 恩賜録三 総務課』(識別番号2003)
- (97) 『明治美術の一断面―研ぎ澄まされた技と美』(三の丸尚蔵館展覧会 図録No.82 宮内庁三の丸尚蔵館、二〇一八)
- (98) 予備品についての詳細は拙稿「大正期皇室下賜工芸品の発注と制作に関する一考察」(『学習院大学史料館紀要』一九号(学習院大学史料館、二〇一三))を参照されたい。
- (99) 『明治九〜十二年 予備品録 調度課』(識別番号911)
- (100) 『明治十四年 予備品録二 調度課』(識別番号9132)
- (101) 『明治十三年 予備品録 調度課』(識別番号912)
- (102) 『明治五年〜十年 贈賜品録 調度寮』(識別番号68540)
- (103) 琉球上布は薄手の絹織物で、夏物拵織物。宮古上布は原料糸に苧麻を使い、苧麻の栽培から収穫。拵括り、藍染めをし、織り上げる。太平布は宮古、八重山諸島において織られた芋布。芭蕉布は糸芭蕉からとれる繊維を用いて織られた布。十六世紀後半以降、芋布(太平布)とともに琉球王国を代表する織物となっている。縞八丈は八丈島で織られる、多く平織りの絹織物(澤地久枝『琉球布紀行』(新潮文庫、二〇〇四)等参照)。
- (104) 『明治天皇紀』明治六年九月九日
- (105) 『明治天皇紀』明治九年七月一八日
- (106) 『明治天皇紀』明治一〇年二月二五日
- この他明治十三年には「近來硝子器之外陶器金物等和製品用候事」(『御用度録 外国製品購入三十 明治十三年』(識別番号69021))「洋食器内国製を以て弁用方」(防衛省防衛研究所 海軍省公文備考類 公文備考)など各省庁で国産化が模索された様子を確認することが出来る。
- (107) 明治二十年「洋装化思召書」(『例規録』識別番号3)
- (108) 「賜物 絹」個人蔵